

もりぐち児童クラブ事業入会児童室業務委託 に係る優先交渉権者の決定について

こども部放課後こども課

現在、本市では、小学校1年生～3年生で保護者が就労等で保護育成のできない児童を対象とした「もりぐち児童クラブ事業入会児童室」を市直営にて実施しております。

しかし、昨年度に開設時間の延長など更なる事業の充実を図るため、平成31年4月から事業運営を民間委託する方針を決定し、この間、外部有識者等からなるもりぐち児童クラブ事業入会児童室プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置した上で、公募型プロポーザル方式による応募事業者の審査を実施してまいりました。

その結果、平成30年7月5日に開催した第4回選定委員会において、株式会社共立メンテナンスPKP事業本部関西支店が優先交渉権者候補者として選定されました。

ついては、市として、当該事業者を優先交渉権者として決定し、現在、契約締結に向けた手続きを行っているところです。

契約締結後は、委託後も継続して安定的な事業運営が行えるよう、委託事業者とともに引継ぎ等を実施してまいります。

<参考（民間委託の概要）>

【委託期間】平成31年4月1日から平成36年3月31日まで（5年間）

【委託範囲】全入会児童室21クラス（長期休業期間中の高学年障がい児受け入れ事業含む）

【実施場所】小学校・学園内にある現行の入会児童室施設を使用

【開設時間】

現在

	開始時間	終了時間
平日	放課後	18時
土曜日	9時	17時
長期休業日等	8時30分	18時

H31.4～

開設時間



延長

	開始時間	終了時間
平日	放課後	19時
土曜日	8時	19時
長期休業日等	8時	19時